第 3009 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 4月 19日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ みなし役員とは

Q：法人税では、商法上の役員でもないのに役員とみなして取り扱う規定があるそうですが、みなし役員とはどういう人をいうのですか？

A：次の要件の該当する人です。

【解説】

法人税では、役員に対する報酬や賞与に損金算入規制をかけていますので、同族会社においては、これを逃れるため実質的には役員であるにもかかわらず使用人の肩書きを使うということが行われることがあります。

そこで、法人税では、こうした行為を規制するため、みなし役員という規定を設け、商法上の役員以外の者であっても、一定の要件に該当する者を役員とみなすとしているのです。

みなし役員に該当する者は次のように規定されています。

① 法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの
※相談役、顧問その他これらに類する者でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者が含まれます。

② 同族会社の使用人のうち所定の持株要件を満たす者で、その会社の経営に従事しているもの

経営に従事しているかどうかは、会社の経営上の重要事項の決定に参画しているかどうかなどから総合的に判断されます。